

埼玉大学 人を対象とする研究のデータ等の保存等に関する申合せ

令和元年10月11日

埼玉大学 人を対象とする研究に関する倫理委員会委員長 裁定

改正 令和5年12月1日

人を対象とする研究データ等の保存等については、埼玉大学研究データ等の保存等に関する指針（平成27年7月6日 学長裁定。以下「指針」という。）のもと、原則として次のとおり取扱うものとする。

1. 個人情報を含む研究データ等の保存方法

- (1) 紙媒体は、施錠可能な棚、机の引き出し、ロッカー、金庫等に厳重に保管するものとする。
- (2) 電子媒体は、以下のいずれかの方法で厳重に保管するものとする。
 - ①外部からアクセスすることができないパソコン等の電子端末または高セキュリティ下のサーバー等にパスワードをかけて保存するものとする。
 - ②USBメモリ等の記録媒体にパスワードをかけて保存し、施錠可能な棚、机の引き出し、ロッカー、金庫等に厳重に保管するものとする。
- (3) 対応表は、上述の方法により他の研究データ等とは別々に保管するものとする。

2. 個人情報を含む研究データ等の廃棄方法

- (1) 紙媒体は、シュレッダー等にて破砕して廃棄するものとする。
- (2) 電子媒体は、完全にデータを削除するか、ハードディスク等の破壊により復元できないようにするものとする。
- (3) 廃棄する年月日がわかるよう、保存期間を明示の上、保管するものとする。

3. 保存中の取扱い

紙媒体は、指針においては保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄が可能とされているが、当該研究データ等については、スキャンなどにより電子化することで廃棄を可能にするものとする。電子化した研究データ等の保存等については上述の電子媒体と同様とし、電子化後の保存期間はその時点の残りの期間とするものとする。

4. 研究計画書及び研究（終了・中止）報告書への記載について

- (1) 研究計画書には研究データ等の保存等について、指針及び上述の要領に従って保存等する計画であることがわかるよう具体的に記載するものとする。
- (2) その他、研究データ等の保存等について、特別な事情がある場合は、研究計画書及び研究（終了・中止）報告書へ記載するものとする。